

## 千代田区 公契約条例の適用について

平成26年10月1日施行

### ●公契約条例とは

区が発注した公共工事や業務委託及び指定管理者の施設管理に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質を確保及び向上に資することを目的とした条例です。

この条例の中で皆様の賃金の下限額が定められています。

### ●対象となる契約や指定管理

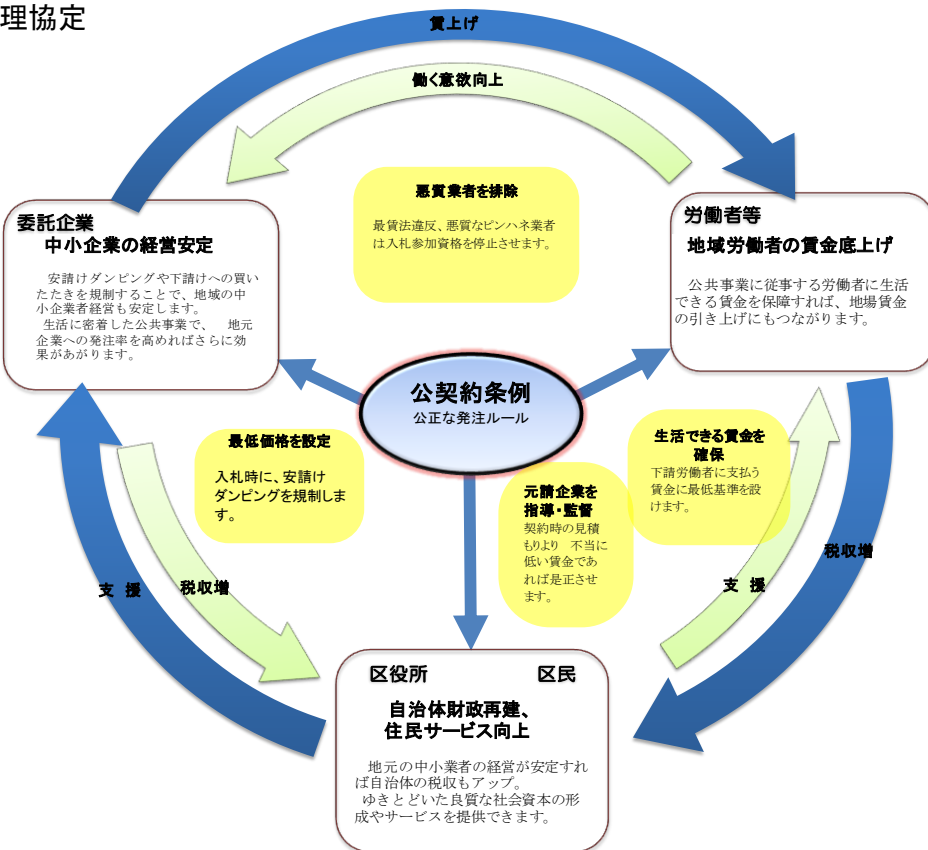
1. 工事請負契約等 予定価格1億5千万円以上の契約
2. 業務委託 予定価格3千万円以上の次の業務の契約  
①施設管理業務、②給食調理業務、③警備、車両運行业務、④清掃業務、  
⑤廃棄物、資源等回収業務、⑥窓口、管理業務
3. 指定管理協定 全ての指定管理協定

### ●賃金の確認

職種や業務に応じた1時間あたりの賃金の下限額を裏面に掲載しています。ご自分の1時間あたりの賃金と比べてください。

賃金が下限額を下回っている場合は、発注者や受注者に申し出る事が出来ます。

**※申し出等をしたことを理由に解雇、請負契約の解除、その他不利益な取り扱いを受けることはありません。**



<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/documents/h31shuchichirashi.pdf>

公契約条例による効果のイメージ

### ●申し出先(次のいずれか)

1. 発注者  
千代田区政策経営部契約課  
所在地 千代田区九段南一丁目2番1号  
電話 03-5211-4156
2. 受注者  
千代田区と公契約を締結する者

## 1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧

(単位:円/1時間あたり)

職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額
特殊作業員	2,632	さく岩工	3,219	左官	2,969
普通作業員	2,295	トンネル特殊工	3,165	配管工	2,491
軽作業員	1,643	トンネル作業員	2,610	はつり工	2,697
造園工	2,306	トンネル世話役	3,513	防水工	3,219
法面工	2,915	橋りょう特殊工	3,230	板金工	2,991
とび工	2,936	橋りょう塗装工	3,350	タイル工	2,480
石工	2,969	橋りょう世話役	3,698	サッシ工	2,752
ブロック工	2,752	土木一般世話役	2,675	屋根ふき工	1,805
電工	2,774	高級船員	3,165	内装工	2,969
鉄筋工	2,958	普通船員	2,501	ガラス工	2,675
鉄骨工	2,762	潜水士	4,405	建具工	2,643
塗装工	3,035	潜水連絡員	3,035	ダクト工	2,426
溶接工	3,252	潜水送気員	3,013	保温工	2,458
運転手(特殊)	2,588	山林砂防工	2,926	建築ブロック工	2,545
運転手(一般)	2,143	軌道工	4,850	設備機械工	2,501
潜かん工	3,230	型わく工	2,795	交通誘導警備員A	1,653
潜かん世話役	3,818	大工	2,752	交通誘導警備員B	1,436

## 2. 委託業務、指定管理に係る賃金下限額一覧

(単位:円/1時間あたり)

職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額	職 種	賃金下限額
警備員	1,305	清掃員	1,094	栄養士	1,407
保安全管理員	1,762	介護職	1,085	保健師・看護師	1,447

上記以外の職種	1,077
---------	-------

## 3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、万一の病気や怪我に備えて、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

その他、ご不明な点がございましたら下記の間合せ先へご連絡ください。

### ●お問合せ

千代田区 政策経営部 契約課

〒102-8688

所在地 千代田区九段南一丁目2番1号

電話 03-5211-4156

FAX 03-3221-7080

メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp